

答 申

第1 審査会の結論

実施機関が行った、平成30年6月29日付け函情第52号による行政文書一部開示決定書については、不開示とした部分に係る記載内容に不備があるため、実施機関は、当該決定を取り消し、改めて決定を行うとともに、開示しない部分を正しく記載して改めて決定通知すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成29年12月23日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「図書情報館の復命書（平成24年度以前）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年6月29日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、（2）開示しない部分を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）開示する行政文書

- ア 平成24年6月8日付け復命書（用務：第8回レファレンス協同データベース事業担当者研修会）
- イ 平成24年6月23日付け旅行復命書（用務：新総務事務システム操作研修（管理職））
- ウ 平成24年5月2日付け旅行復命書（用務：平成24年度 所属長部下育成フォローアップ研修）
- エ 平成24年7月8日付け旅行復命書（用務：平成24年度全国公共図書館協議会総会及び研究集会）
- オ 平成24年7月8日付け旅行復命書（用務：平成24年度国立国会図書館長と都道府県立及び政令指定都市立図書館長との懇談会）
- カ 平成24年6月9日付け復命書（用務：平成24年度 全国公文書館長会議等）
- キ 平成24年8月9日付け復命書（用務：L I M E D I O S e m i n a r 2 0 1 2 i n 大阪）
- ク 平成24年8月26日付け復命書（用務：第21回京都図書館大会）
- ケ 平成24年9月9日付け復命書（用務：平成24年度図書館等職員著作権実務講習会）
- コ 平成24年9月11日付け復命書（用務：平成24年度ILLシステム地域講

- 習会)
- サ 平成24年10月31日付け復命書（用務：平成24年度第98回全国図書館大会島根大会）
 - シ 平成24年12月3日付け復命書（用務：平成24年度全国公共図書館児童・青少年部門研究集会）
 - ス 平成25年1月20日付け復命書（用務：奈良県図書館協会公共図書館部会実地研修）
 - セ 平成25年2月3日付け復命書（用務：特別研修会「明日の図書館を考える」）
 - ソ 平成25年3月10日付け復命書（用務：平成24年度奈良県図書館協会公共図書館部会第3回職員研修会）
 - タ 平成24年7月11日付け復命書（用務：組織力の向上セミナー「ドラッカーに学ぶマネジメント」）
 - チ 平成24年11月8日付け旅行復命書（用務：メンタルヘルスマネジメント実践研修会）
 - ツ 平成25年1月9日付け終了報告書（復命）（用務：平成24年度 能力開発研修「折衝・交渉力向上研修」）
 - テ 平成24年10月18日付け復命書（用務：印刷博物館：世界のブックデザイン担当者打合せ、〇〇大学：第1階社計連携セミナー、（株）〇〇〇〇：第2回シゴトヒトフォーラム開催打合せ、OAGドイツ東洋文化研究会：企画展「近世・近代の日独交流における『古事記』」の打合せ）
 - ト 平成24年7月19日付け復命書（用務：平成24年度 近畿公共図書館協議会）
 - ナ 平成24年9月22日付け復命書（用務：全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 近畿部会第117回例会）
 - ニ 平成25年1月22日付け復命書（用務：全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 近畿部会第119回例会）
 - ヌ 平成25年2月23日付け復命書（用務：平成24年度 近畿公共図書館協議会 第2回理事会）

(2) 開示しない部分

- ア 個人の（公務員及びパネリストを除く。）の氏名
- イ 研修用のインターネットアドレス、ID、パスワード

(3) 開示しない理由

- ア (2) のア
条例第7条第2項に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
- イ (2) のイ
条例第7条第6号に該当
県の機関又は国の機関又は国が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

3 審査請求

審査請求人は、平成30年9月24日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、「個人の氏名の不開示を取り消すとの裁決を求める」審査請求を行った。

なお、その他の不開示部分は、審査請求の対象となっていない。

4 諮問

平成31年3月12日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

個人の氏名の不開示を取り消すとの裁決を求める

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

不開示情報でないため

(2) 意見書

不開示の個人の氏名は、個人識別情報であるから、条例第7条第2号ただし書の問題に帰着する。奈良県では条例の解釈について、奈良県情報公開条例の解釈運用基準（以下「解釈運用基準」という。）を制定している。ただし書アは、「個人識別情報であっても、一般に公にされている情報については、あえて不開示として保護する必要性に乏しいと考えられることから、ただし書により、本号の不開示情報から除くこととしたものである」。そして、「「慣行として」は公にすることが慣行として行われることを意味」し、「「公にされ」とは、当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り」（解釈運用基準26頁）。

つまり、個人識別情報であっても、一般に公にされている情報は、プライバシー等を侵害するおそれはないので開示の対象となる。そして、ホームページや刊行物に現に登載されている場合には、公表慣行が認められている（平成19年度（行情）答申第65号）。

ア レファレンス協同データベース事業企画協力員（以下「企画協力員」という。）の氏名について

平成24年6月8日付け復命書（用務：第8回レファレンス協同データベース事業担当者研修会）のうち、参考資料（1）管理番号 関西研09-京都市中央 函、事例作成日2012年05月11日の企画協力員（〇〇大学教育人間科学部）の氏名が不開示になっている。

この者が大学教員であれば、大学のホームページで氏名が公表される慣行であり、現に公にされているから、ただし書アに当たり不開示情報に該当しない。

また、現在の企画協力員は、国立国会図書館のホームページで公表されているのが認められる。これにつき、レファレンス協同データベース事務局へ問い合わせたところ、企画協力員は平成18年7月から存在し、2010年頃からホームページで公開したとされ、教示により、2012年4月23日時点、2013年3月4日時点の平成24年度の企画協力員の氏名が、当時ホームページで公開されていたことが、現在も確認できる。

以上から、企画協力員の氏名はホームページで公にされるのが慣行となっており、平成24年度のホームページ上でも氏名が公開されていたのが認められ、その中に〇〇大学教育人間科学部教授が含まれている。この者は引き続き企画協力員として、現在もその氏名が公表されている。

従って、この不開示の企画協力員の氏名は、条例第7条第2号ただし書アに当たり、不開示情報に該当しない。

イ 公務員の氏名について

本件の決定通知書の3不開示部分では、「(ア)個人(公務員及びパネリストを除く。)の氏名」となっており、公務員の氏名は不開示情報ではない。弁明書において理由を追完しても、瑕疵の治癒は認められないから(最判昭和47年12月5日民集26巻10号1795頁)、決定と異なる主張をするのであれば、不開示部分の決定は取り消されるべきである。

・奈良県図書館協会公共図書館部会の研修参加者について

平成25年1月20日付け復命書(用務:奈良県図書館協会公共図書館部会実地研修)の実地研修参加者名簿及び平成25年3月10日付け復命書(用務:平成24年度奈良県図書館協会公共図書館部会第3回職員研修会)の公共図書館部会職員研修会(3月7日)参加者名簿のうち、一部の氏名が不開示になっている。

奈良県図書館協会公共図書館部会(以下「公共図書館部会」という。)では、毎年度役員・委員を選出しており、その委員選出の文書は既に開示され、委員の氏名に不開示はない。一人に開示したということは、誰にも開示できることを意味する。また、この委員名簿は、公共図書館部会が毎年度末に発行する部会報に掲載される慣行になっている。部会報No. 31で、平成24年度の役員・委員が公開されていて、これには本件不開示の川西町立図書館主任、広陵町立図書館主任(共に委員)が含まれる。

決定では、公務員の氏名は不開示でないから、川西町立図書館主任、広陵町立図書館主任が公務員であれば不開示に該当しない。仮に公務員でないとしても、委員の氏名は部会報で公にすることが慣行となっており、部会報は奈良県立図書館情報館で永久保存され、誰でも閲覧できるから公表慣行が認められる。

以上から、これら不開示の公共図書館部会の委員の氏名は、条例第7条第2号ただし書アに当たり不開示情報に該当しない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書について

実施機関では、奈良県職員服務規程（昭和36年3月 奈良県訓令甲第2号。以下、単に「服務規程」という。）第11条第3項の規定に基づき、公務のため旅行を命ぜられた職員が、当該旅行から帰庁したときは、原則として復命書を提出し、復命を行うこととされている。

本件開示請求は、図書情報館の復命書のうち、平成24年度分の復命書を開示請求の対象文書として特定した。

2 本件審査請求の趣旨について

審査請求人は、審査請求書において、「個人の氏名の不開示を取り消すとの裁決を求める」としている。実施機関は本件決定について、復命書に添付された参加者名簿等に含まれる私立大学及び一般企業の職員、ボランティア並びに一部の公務員の氏名を不開示としていることから、審査請求人が本件審査請求で開示を求めているのは、当該個人の氏名であると解した。

3 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとされている。

個人の氏名は、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

私立大学及び一般企業の職員並びにボランティアは公務員でないことから、同号ただし書ウに掲げる情報に該当せず、また同号ただし書ア及びイに掲げる情報に該当しないことも明らかであり、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

一方、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていないが、当該公務員等の氏名が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、本号のアが適用され、個人情報としては不開示とはならないことになる。

公表する慣行がある場合、又は実施機関が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）氏名を情報提供している場合には、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていると解される。

奈良県においては、毎年職員録が発行されており、販売等の方法により公にされている。当該職員録には職員の氏名が配属先とともに記載されていることから、奈良県の職員の氏名は、慣行により公にされているため、本件決定においても、当該職員の氏名を開示している。

また、本件開示文書には、実施機関以外の地方公共団体の職員の氏名が記載されていたため、実施機関は、当該職員が所属する地方公共団体に対し、職員の氏名が法令等の規定により又は慣行として公にされているか聴取したところ、一部の地方公共団体においては、公にしていないとのことであった。

これらのことから、本件決定において不開示としている一部の公務員の氏名については、これを公にする法令等の規定及び慣行はないことから、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウに掲げる情報のいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、一部の公務員の氏名は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

3 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、原処分維持が適当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民等の理解と信頼を深め、県民等の県政への参加を促進し、もって県民等の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民等に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民等の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。

これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

実施機関では、服務規程第11条第3項の規定に基づき、公務のため旅行を命ぜられた職員が、当該旅行から帰庁したときは、原則として復命書を提出し、復命を行うこととされている。

本件行政文書は、図書情報館の職員に係る平成24年度分の復命書であり、図書館職員を対象とした研修会（以下「本件研修会」という。）の参加者の所属、職名及び

氏名並びに研修資料に記載されたレファレンス協同データベース事業企画協力員の氏名等が記載されている。

3 本件決定の妥当性について

(1) 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、本件行政文書に記載された本件研修会の参加者の氏名（以下「本件不開示情報」という。）について、条例第7条第2号に該当すると主張しているので、以下検討する。

ア 私立大学及び民間企業の従業員並びにボランティアの氏名

本件不開示情報のうち、本件研修会の参加者名簿及び本件研修会の資料に記載された私立大学及び民間企業の従業員並びにボランティア（以下「私立大学職員等」という。）の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

私立大学職員等の氏名については、法令等で公にすることが予定されている情報ではなく、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、本件参加者等の氏名は、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウに該当しないことは明らかである。

以上のことから、私立大学職員等の氏名については、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

イ 一部の市町村職員の氏名

本件不開示情報のうち、本件研修会の参加者名簿に記載された一部の市町村（以下「本件市町村」という。）の職員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

実施機関は、本件名簿には、市町村の職員の氏名が記載されていたため、当該職員が所属する市町村に対し、職員の氏名が法令等の規定により又は慣行として公にされているかについて確認したところ、本件市町村においては、公にしているかないとのことであったことから、本件市町村の職員の氏名を不開示にした旨主張している。

これに対し、審査請求人は公共図書館部会においては、毎年度委員及び役員（以下「本件役員等」という。）を選出しており、公共図書館部会が発行する部会報に役員等に出された本件市町村の職員の氏名が掲載されていることから、同号ただし書アに該当するため開示すべき旨主張している。

そこで、当審査会において、本件市町村が作成する職員録等により本件市町村の職員の氏名を公にしているか否かについて事務局に確認させたところ、本件市町村においては職員の氏名を公にしていると認められる事実は確認できなかった。

不開示とした情報が慣行として公にされているか否かについては、当該情報と

同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、慣行として公にされているとは解されていない。そして、公共図書館部会の部会報において本件役員等の氏名を掲載したことについては、その内容を考慮すると、個別的な事例にとどまるものと考えるのが相当である。そして、本件市町村が職員の氏名を公にしていると認められる事実も確認できないことから、実施機関が本件市町村の職員の氏名を慣行として公にしているとは認められず、本件市町村の職員の氏名を公にすることを義務づけた法令等の規定もない。

したがって、本件市町村職員の氏名については、同号ただし書アに該当しない。

また、本件市町村の職員の氏名は、公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報に当たらないため同号ただし書ウに該当せず、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件市町村の職員の氏名は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

ウ まとめ

以上のことから、私立大学職員等及び本件市町村の職員の氏名については、条例第7条第2号の不開示情報に該当するため、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

(2) 行政文書一部開示決定通知書の記載について

審査請求人は、本件決定に係る行政文書一部開示決定通知書（以下「本件決定通知書」という。）の不開示部分の記載に瑕疵があり決定を取り消すべきである旨主張している。

当審査会が、本件決定通知書及び開示文書の写しを見分したところ、本件決定通知書の写しの「開示しない部分」欄に「(ア) 個人（公務員及びパネリストを除く。）の氏名」と記載している一方、開示文書の写しにおいては、本件市町村の職員の氏名がマスキングされており、当該情報を不開示とする旨を決定していることが認められた。したがって、実施機関の決定と本件開示決定通知における不開示部分の記載には相違があると認められる。

一般的に、行政処分が表示が行政内部の意思決定と相違している場合、表示された内容の行政処分が有効であると解されている。

実施機関が、本件市町村の職員の氏名を不開示と決定したことについては、(1)イにおいて判断したとおり妥当であるが、当該決定内容は、本件決定通知書の記載内容と相違しているため、当該決定内容が有効であると認めることはできない。

これらのことから、本件決定通知書の記載内容には看過しがたい不備があると言わざるを得ない。

したがって、実施機関は本件決定を取り消し、改めて決定を行うとともに、開示しない部分を正しく記載して、改めて、本件開示請求に対する決定通知を行うべきである。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、意見書において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

5 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成31年 3月12日	・ 実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
平成31年 4月12日	・ 審査請求人から意見書が提出された。
令和 3年 2月26日 (第250回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 3年 3月24日 (第251回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 3年 4月23日 (第252回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 3年 7月 2日 (第253回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 3年 8月 3日 (第254回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 3年10月 1日 (第255回審査会)	・ 答申案の取りまとめを行った。
令和 3年12月 1日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いろめよしお 以呂免義雄	弁護士	会長代理
くぼ ひろこ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授（住生活・住環境学）	
こたに まり 小谷 真理	同志社大学政策学部准教授（行政法）	
のだ たかし 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 （行政法）	会 長
ほそみみえこ 細見三英子	元産経新聞社記者	